

松江市告示第 97 号

松江市建築計画概要書等閲覧規程及び松江市建築協定の縦覧要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 5 年 3 月 28 日

松江市長 上 定 昭 仁

松江市建築計画概要書等閲覧規程及び松江市建築協定の縦覧要綱の一部を改正する告示

(松江市建築計画概要書等閲覧規程の一部改正)

第 1 条 松江市建築計画概要書等閲覧規程 (平成 17 年松江市告示第 182 号) の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(閲覧所) 第 2 条 概要書等を閲覧に供する場所(以下「閲覧所」という。)は、都市整備部 <u>建築審査課</u> に設置する。	(閲覧所) 第 2 条 概要書等を閲覧に供する場所(以下「閲覧所」という。)は、都市整備部 <u>建築住宅課</u> に設置する。

(松江市建築協定の縦覧要綱の一部改正)

第 2 条 松江市建築協定の縦覧要綱 (平成 17 年松江市告示第 191 号) の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(協定書の縦覧所) 第 2 条 協定書の縦覧所を都市整備部 <u>建築審査課</u> に置く。	(協定書の縦覧所) 第 2 条 協定書の縦覧所を都市整備部 <u>建築住宅課</u> に置く。

附 則

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。